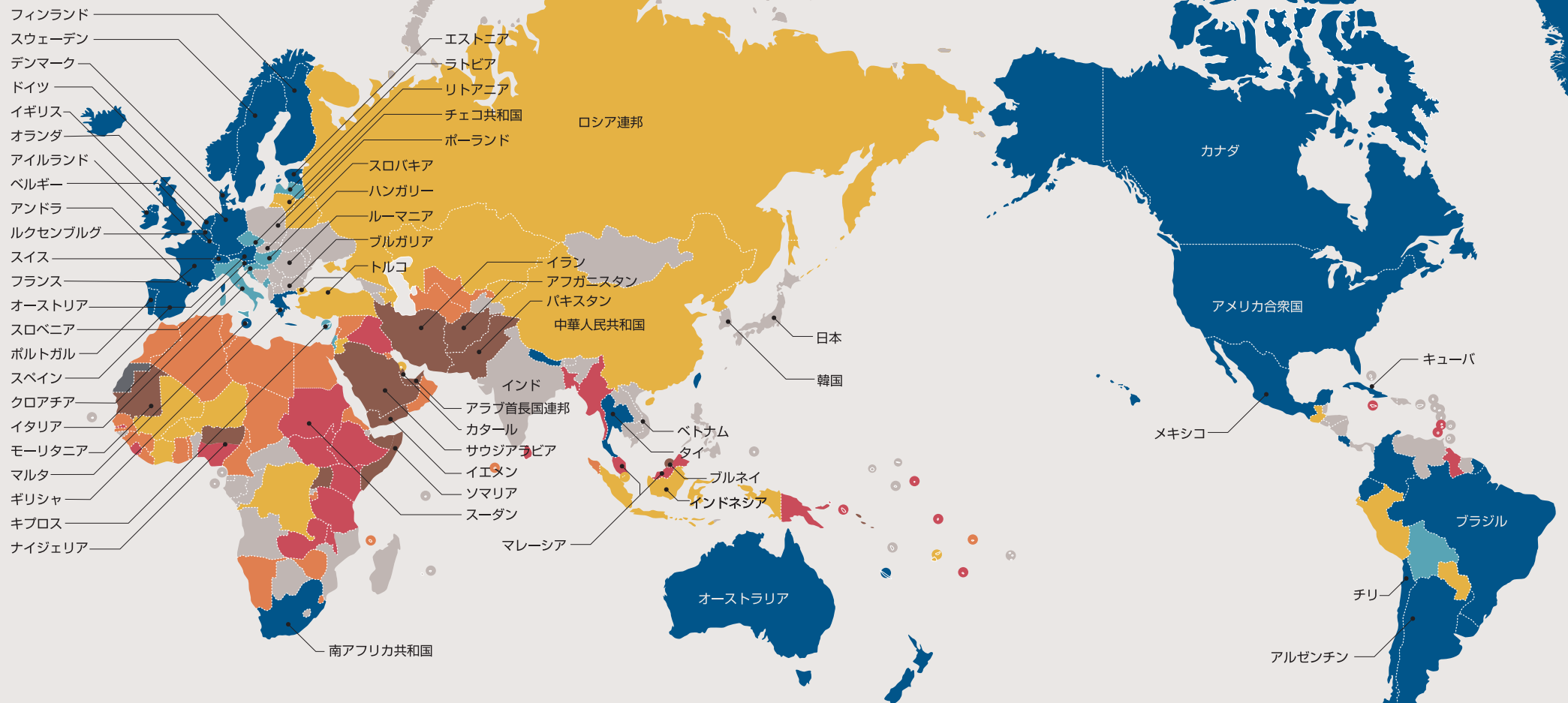




同性間の関係に関する世界地図

同性間の関係に関する法律は、国や地域によって違う状況です。同性間の関係を犯罪とみなす法律がある国もあり、死刑や禁固刑などが適用される場合もあります。一方で、法による保護も広がっています。憲法によって法の下での平等が保証されている国、雇用の場などでの差別禁止法がある国、LGBTQへの差別的言動がヘイトクライムと見なされる国もあります。2001年にオランダで同性間の婚姻が可能になり、2013年にはイギリス、フランス、2015年にアメリカ、2017年にドイツ、オーストラリア、2019年にはオーストリア、台湾でも同性間の婚姻が可能になりました。現在、38の国・地域で同性間の婚姻が可能となり、G7で国レベルの同性パートナーへの法的保障がないのは日本のみとなっています。日本は、同性間の関係は犯罪ではありませんが、包括的な差別禁止法はなく、同性間では婚姻もできない国であり、国連人権理事会などから人権侵害であると指摘を受けている状況です。

(制作:認定NPO法人虹色ダイバーシティ 2024年6月)

犯罪化・迫害

- 死刑
- 禁固刑10年～終身
- 禁固刑10年未満または刑罰不確定
- 表現の自由または結社の自由に関する制限
- 犯罪化・承認なし

パートナー関係の承認

- 婚姻
- 婚姻とほぼ同等の代替制度

1つの国の中で半分以上の地域が平等な婚姻を認めている場合は、その国は濃い青色(婚姻)で表示されています。

注 ・インドネシアではアチェや西スマトラ・南スマトラの一部地域において、成人同性間の性的行為が違法とされている。
・エジプトとイラクは、法律上は違法ではないが事実上違法の状況である。
・タイにおける同性婚は、国王による承認を経て2024年中にも施行される見通し。

この表は、ILGA Worldのウェブサイト ILGA World Database(database.ilga.org)を参照して、認定NPO法人虹色ダイバーシティが日本語訳し、2024年6月までの状況をアップデートしたものです。引用される場合は引用元を明記してください。